



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○救急病院の告示（医療政策課）	1
公 告	
○大規模小売店舗の変更の届出・3件（中小企業支援課）	1
○建築業者の許可の取消し（技術・建設業課）	3
○市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）	5
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（物品管理課）	6

告 示

沖縄県告示第394号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年10月9日

沖縄県知事 玉城康裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
大浜第一病院	那覇市字天久1000番地	医療法人おもと会	平成30年10月7日	平成33年10月6日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があつた。

なお、関係書類は、平成30年10月9日から平成31年2月9日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労政課において縦覧に供する。

平成30年10月9日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン具志川店 うるま市字江洲648番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2008番地 代表取締役 宮城順一
- 3 届出年月日 平成30年8月17日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	メイクマン開発株式会社	浦添市字城間2689番地	代表取締役	大嶺一史
変更後	株式会社メイクマン	浦添市字城間2008番地	代表取締役	宮城順一
 - (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

変更前	浦添市字城間2689番地
変更後	浦添市字城間2008番地
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 平成27年9月21日

(2) 4(2) 平成25年10月7日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があつた。

なお、関係書類は、平成30年10月9日から平成31年2月9日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労政課において縦覧に供する。

平成30年10月9日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン具志川店 うるま市字江洲648番地ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2008番地 代表取締役 宮城順一
3 届出年月日 平成30年8月17日
4 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 6,347平方メートル

変更後 7,115平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 335台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 399台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労政課において縦覧に供する。）

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 13台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 15台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労政課において縦覧に供する。）

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 次の図のとおり、容量 82.5立方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、容量 60.06立方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労政課において縦覧に供する。）

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり

変更後 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労政課において縦覧に供する。）

5 変更する年月日 平成31年4月18日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があつた。

なお、関係書類は、平成30年10月9日から平成31年2月9日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。

平成30年10月9日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール沖縄ライカム 北中城村アワセ土地区画整理事業区域内4街区1番から212番、214番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 吉田昭夫
- 3 届出年月日 平成30年8月15日
- 4 變更しようとする事項 荷さばき施設の位置及び面積
変更前 位置 次の図のとおり、面積 1,613平方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、面積 1,699.8平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。)
- 5 變更する年月日 平成31年4月16日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年10月9日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年8月27日
(2) 商号名 株式会社東宝土木
(3) 代表者名 花城雅昭
(4) 所在地 宮古島市平良字西里666番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-26）第5011号、沖縄県知事 許可（般-26）第5011号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年7月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があつた。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年8月27日
(2) 商号名 有限会社丸宮組
(3) 代表者名 金城清
(4) 所在地 恩納村字名嘉真54番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第3376号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年7月23日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があつた。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年8月27日
(2) 商号名 宅相企画
(3) 代表者名 田本吉彦
(4) 所在地 石垣市浜崎町二丁目5番地27
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第9569号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成30年7月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成30年8月27日
(2) 商号名 株式会社翔開発
(3) 代表者名 真壁誠
(4) 所在地 嘉手納町字嘉手納7番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第12937号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年7月26日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成30年8月27日
(2) 商号名 有限会社宮城工務店
(3) 代表者名 宮城勝広
(4) 所在地 宜野座村字松田2864番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第4527号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年8月3日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年8月27日
(2) 商号名 有限会社丸喜緑化
(3) 代表者名 喜屋武忠信
(4) 所在地 名護市字我部祖河131番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-29）第5029号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年8月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年8月27日
(2) 商号名 新光産業
(3) 代表者名 高江洲昭男
(4) 所在地 多良間村字仲筋405番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第12483号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業、鋼構造物工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年8月6日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業、鋼構造物工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年8月27日
(2) 商号名 有限会社仲宗根組
(3) 代表者名 仲宗根清仁
(4) 所在地 伊江村字東江前460番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-29）第168号、沖縄県知事 許可（般-29）第168号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年8月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年8月27日
(2) 商号名 中部電水工事株式会社
(3) 代表者名 當山全信
(4) 所在地 宜野湾市新城一丁目4番15号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第228号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年8月10日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止

した旨の届出があった。

- 10(1) 処分をした年月日 平成30年8月27日
(2) 商号名 有限会社新栄建設
(3) 代表者名 山口善則
(4) 所在地 大宜味村字喜如嘉580番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第3592号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年8月10日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成30年8月27日
(2) 商号名 マルキ産業株式会社
(3) 代表者名 森永浩之
(4) 所在地 那覇市曙2丁目25番24号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第5068号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年8月10日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成30年8月27日
(2) 商号名 有限会社中本組
(3) 代表者名 中本晃
(4) 所在地 那覇市古波蔵4丁目1番18号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第170号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年8月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月9日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 下原地区及び与那城地区
2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月9日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 下原地区及び与那城地区
2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月9日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 下原地区地区計画
2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成30年10月9日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県電子入札（物品）ASPサービス提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県出納事務局物品管理課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成30年9月28日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 富士通株式会社沖縄支店 那覇市久茂地1丁目12番12号
- 5 契約金額 30,481,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--